

新潟県立三条高等学校 部活動に係る活動方針

1. 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善利用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

2. 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

[1]陸上競技、[2]ソフトテニス、[3]野球、[4]卓球、[5]バレーボール、
[6]バスケットボール、[7]剣道、[8]弓道、[9]山岳、[10]サッカー、[11]ダンス、
[12]テニス、[13]バドミントン、[14]水泳・体操等
[15]文学、[16]物理・化学、[17]生物・園芸、[18]地学、[19]合唱、[20]吹奏楽、[21]美術、
[22]書道、[23]英語、[24]演劇、[25]放送、[26]写真、[27]囲碁・将棋、[28]漫画研究、
[29]競技かるた

(2) 活動時間及び日数について

次の①②③を基本とするが、練習試合や大会等がある場合は校長に相談する。

- ① 活動時間 学期中：平日2時間、週休日等3時間程度（練習試合や大会等を除く）
長期休業中：平日・週休日等3時間程度（練習試合や大会等を除く）
- ② 休養日 1週間のうち平日1日以上、週休日等1日以上、週2日以上を基本とし、
年間100日以上、うち週休日等に50日以上、休養日を設定する。
別紙「年間活動計画（〇〇部）」による。
- ③ その他
 - ・定期考査1週間前（土日含む）は部活動を行わない。
 - ・学校閉庁日は部活動を行わない。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ① 高体連・高野連・高文連が主催、共催、後援する大会とする。
- ② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

3. 部活動運営について

(1) 体罰や暴言等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰や暴言等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰や暴言等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

(3) 部費等の扱いについて

部費等を徴収する場合は、各部の金融機関口座で管理し、徴収額の明細について保護者に示すとともに、年度末に決算し、会計報告を保護者に示す。